

佐賀県迷惑行為防止条例施行規則をここに公布する。

令和6年7月4日

佐賀県公安委員会委員長 奥 田 律 雄

佐賀県公安委員会規則第9号

佐賀県迷惑行為防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(命令)

第2条 条例第6条第4項の規定による命令は、誘引行為中止命令書（別記様式第1号）により行うものとする。

2 条例第6条第6項の規定による命令は、客待ち行為等中止命令書（別記様式第2号）により行うものとする。

(公安委員会規則で定める地域)

第3条 条例第6条第5項の公安委員会規則で定める地域は、別表に掲げる地域とする。

附 則

この規則は、令和6年9月1日から施行する。

別表（第3条関係）

佐賀市	県道佐賀停車場線と市道大財町北島線との交差点を起点とし、順次同市道、県道佐賀川副線、一般国道264号、市道松原町大財町線、市道松原川通り線及び県道佐賀停車場線を経て起点に至る線で囲まれた区域
-----	---

別記様式第 1 号 (第 2 条関係)

(表)

				第	号
				年	月
					日
住	所				
氏	名				
生年月日		年	月	日生	
				所属	
				階級	
				氏名	
誘引行為中止命令書					
<p>あなたが行った下記の行為は、佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号）第6条第3項の規定に違反するので、同条第4項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</p>					
記					
1	日時				
		年	月	日	時 分頃
2	場所				
3	内容				
	次に掲げる者となるよう呼びかけ、又はビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示して誘引したもの				
	<input type="checkbox"/> 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したもの（通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の提供を受ける客				
	<input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供を受ける客				
	<input type="checkbox"/> 次に掲げる行為に係る営業に関する情報の提供を受ける客又は利用者				
	<input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供				
	<input type="checkbox"/> 接待を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供				
	<input type="checkbox"/> 接待を伴う飲食をさせる行為（通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合を除く。）の役務に従事する者				

注 該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。）。

別記様式第2号（第2条関係）

（表）

	第	号
	年	月
	日	日
住 所		
氏 名		
生年月日	年	月
	日	生
	所 属	
	階 級	
	氏 名	
客待ち行為等中止命令書		
<p>あなたが行った下記の行為は、佐賀県迷惑行為防止条例（昭和39年佐賀県条例第44号）第6条第5項の規定に違反するので、同条第6項の規定により、当該行為をやめるべき旨を命ずる。</p>		
記		
1 日時	年	月
	日	時
		分
2 場所		
3 内容		
<p>次に掲げる行為をする目的で、公衆の目に触れるような方法で相手方となるべき者を待っていたもの</p>		
<p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供についての客引き又は誘引</p>		
<p><input type="checkbox"/> 接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供についての客引き又は誘引（誘引については通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）</p>		
<p><input type="checkbox"/> 上記のいずれか又は全ての行為に係る営業に関する情報の提供についての客又は利用者に対する勧誘</p>		
<p><input type="checkbox"/> 深夜（午後10時から翌日の午前6時までの間をいう。）において専ら異性の客を相手に、その身体に接触して行う役務又はこれを仮装したものの提供についての客引き</p>		
<p><input type="checkbox"/> 人の性的好奇心をそそる行為、見せ物への出演又は写真若しくは映像の被写体となる行為をする役務に従事するよう勧誘し、又は誘引すること。</p>		
<p><input type="checkbox"/> 接待を伴う飲食をさせる行為をする役務に従事するよう勧誘し、又は誘引すること（誘引については、通常衣服等で覆われている人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）。</p>		

注 該当する□にレ印を記入すること。

(裏)

(教示)

- 1 この処分に不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、佐賀県公安委員会に対して審査請求をすることができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分については、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、佐賀県を被告として（訴訟において佐賀県を代表する者は佐賀県公安委員会となります。）、取消訴訟（処分の取消しの訴え）を提起することができます。
なお、その期間内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。ただし、上記1の審査請求をした場合には、取消訴訟は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければなりません（その期間内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、取消訴訟を提起することができなくなります。）。